

令和 4 年 2 月
日本学術会議選考委員会

第 26 期日本学術会議会員候補者の選考方針（原案）

- 日本学術会議は、日本学術会議法（昭和 23 年法律第 121 号。以下「法」という。）第 17 条に基づき「優れた研究又は業績がある科学者」のうちから会員の候補者を選考するため、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和 3 年 4 月 22 日日本学術会議）を踏まえ、第 26 期日本学術会議会員候補者（以下「会員候補者」という。）の選考に当たっての基本的な考え方等を以下のとおり定める。
- 会員候補者の選考は、コ・オブテーション方式（現在の会員が次期において会員となるべき者を選考する方式）による。同方式は、学術に関しては専門性を持つ者にその価値の判断をゆだねることが適当であり、科学者が自律した集団として公共的役割を果たすという観点から採用されているものである。このことに鑑み、会員は、「優れた研究又は業績」（法第 17 条）についてもっぱら会員各自の見識を基に判断すべきことを深く自覚した上で、わが国の科学者を内外に代表する機関である日本学術会議の構成員としてふさわしい会員の候補者を推薦し及び選考するものとする。

1. 選考の日程

- 候補者の選考は、以下の日程を目途として所要の手続を進める。
 - ・選考方針の決定（総会）：令和 4 年 4 月
 - ・選考要領の決定（選考委員会）：同 9 月頃
 - ・会員・連携会員による推薦：同 11 月～令和 5 年 1 月末頃
 - ・選考委員会における選考：令和 5 年 2～6 月頃
 - ・候補者名簿の承認（幹事会）：同 6 月頃
 - ・候補者名簿の承認（総会（臨時））：同 7 月頃

2. 会員の候補者に求める資質等

- 会員候補者は、それぞれの研究分野における主要な論文・著書・特許等、受賞の実績、国際的な学術活動における功績、社会への貢献における学術的に特筆すべき活動等に照らして、法第 17 条に定められた優れた研究又は業績がある科学者と認められる者とする。
- 会員候補者の選考に当たっては、法第 3 条に定められた職務に鑑み、優れた研究又は業績がある科学者であることに加え、活動の実績等に照らして以下のいずれかの要件を備えていると認められる者であることを考慮する。
 - 学術の動向及び社会の動向を的確に把握し、科学・技術の発展方向を広い視野から展望して異なる専門分野間をつなぐことができること

- 上記の観点を踏まえて、広く社会と対話する能力を有すること

3. 会員候補者の選考

(1) 専門分野の構成

- 会員候補者の選考に当たっては、学術の動向を的確に把握し、学際的分野や新たな学術分野などからの選考を強化しつつ、日本学術会議がその役割を十全に發揮できるよう多様な学術分野がバランスよく網羅されることを目指す。

そのことを本旨とした上で、次期における重点事項、中長期的・分野横断的課題等を以下のとおり想定し、非改選の者も含めて次期の活動を担う会員及び連携会員の総体としてこれらに適切に取り組むことができるよう配慮する。

① ●●●●●●●

② ■■■■■■■■

③ ▲▲▲▲▲▲▲

...

※ 別添をあわせてご覧ください

- 会員は満 70 歳に達した時に退職する（法第 7 条第 6 項）こととされていることを念頭に、2. に掲げる会員候補者に求める資質等を有し、原則として第 26 期を通じて会員として日本学術会議の活動に貢献しうる者を会員候補者とする。

(2) 選考に当たって考慮すべき観点

- 次期の会員の多様性が確保されるよう、以下の観点を考慮して会員候補者を選考する。

① ジェンダーバランス

将来的には性別に偏りのない会員構成を目指すことしつつ、現状においては女性の割合が少ない学術分野で特定の女性に役割や業務が集中する傾向が見られることにも留意し、第 26 期当初においても第 25 期当初の女性会員の割合（37.7%）と同程度の割合を実現することを目指す。

② 地域分布

近年のオンライン会議の飛躍的な普及も念頭に、地方に活動の拠点を置く会員候補者の積極的な選考に努める。その際、地区会議や地方学術会議の活動に対応できるよう、各地区にバランスよく会員が確保されるとともに、各地区内でも過度の偏在が生じないよう留意する。

③ 主たる活動領域

大学・研究機関だけではなく、経済界、医療分野、法曹界といった実務の現場で優れた研究又は業績を有するに至った会員候補者（現在の所属機関等にかかわらず主な経歴で判断）の積極的な選考に努める。

④ 年齢構成

会員の年齢構成において多様性を確保するとともに、次世代を担う若手科学者を選出して活躍の場を与えることにも留意する。

(3) 選考の手続

- 会員の選考の手続は、日本学術会議会則(平成 17 年日本学術会議規則第 3 号。以下「会則」という。) 第 8 条及び日本学術会議の運営に関する内規（平成 17 年 10 月 4 日・日本学術会議第 1 回幹事会決定）第 6 条によるほか、以下のとおり行う。
- 選考委員会における会員候補者の選考は、選考委員会が自ら行う選考と選考委員会の下に設ける部別の選考分科会（以下「選考分科会」という。）を通じて行う選考とを組み合わせて行う。
- 選考委員会が自ら行う選考に係る会員候補者の数（選考委員会枠）及び選考分科会を通じて行う選考に係る会員候補者の数（選考分科会枠）については、学術の動向を的確に把握し、学際的分野からの会員候補者の選考を強化するため、第 25 期会員候補者の選考の際に比して前者を拡大する。
- 各選考分科会における分野別の会員候補者の選考に際しては、分野の異なる委員の参画を得てより多面的な視点から審議を行う。

(4) 情報提供の求め

- 日本学術会議は、会則第 36 条第 4 項に基づき日本学術会議協力学術研究団体に会員の候補者に関する情報提供を求めるほか、大学関係組織、経済団体、政策関係機関（府省庁を除く。）その他会員候補者の選考に際して有益な知見を有すると考えられる機関又は団体に情報提供を求める。

4. 選考過程等に係る情報の公表

- 候補者の選考過程について、本選考方針のほか、被推薦者数、選考委員会及び選考分科会での候補者数等を日本学術会議の HP 等に掲載することとする。あわせて、会員として任命された後は、各会員について、研究又は業績の内容、選考方針に基づく選考理由、会員としての抱負を公表することとする。

5. 連携会員の候補者の選考の考え方

- 連携会員については、2. 及び3. を勘案して候補者を選考することを基本とした上で、分科会や小委員会の在り方（小委員会委員の在り方も含む。）、設置数等の見直しと関連して候補者の推薦・選出方法、任命の時期等の検討を行い、選考の具体的な手続等を別に定める。

6. その他

- 選考委員会は、本選考方針に基づき、候補者の選考に係る具体的な基準や選考に当たって考慮すべき事項の細目、選考委員会における選考の方式等を定めた選考要領を策定する。

別添

次期における重点事項、中長期的・分野横断的課題等について

日本学術会議においては、社会が求める課題について科学的助言を行うため、次期に重点的に取り組む事項を想定し、それにふさわしい分野からの候補選定を行うとともに、中長期的課題に対応し期をまたいで継続的に検討することに留意した会員候補者の選考にも取り組むこととしています^{*1}。

昨年12月の総会においては、総合的・中長期的課題として i) カーボンニュートラル（ネットゼロ）、ii) パンデミックと社会、iii) 研究力強化、iv) 国際的な取組を取り上げて討議を行いました。また、今期の継続的な活動として、i) ii) については分野横断的に取り組むための委員会等連絡会議^{*2}を、社会が抱えるその時々の課題のうち特に重要な課題については iii) を含めて以下に関する課題別委員会^{*3}をそれぞれ設けて取組を行っています。

ア) 防災減災

- イ) 人口縮小社会における問題解決
- ウ) フューチャー・アースの推進と連携
- エ) オープンサイエンスを推進するデータ基盤とその利活用
- オ) 自動運転の社会実装と次世代モビリティによる社会デザイン
- カ) 学術情報のデジタルトランスフォーメーションを推進する学情情報の基盤形成
- キ) 大学教育の分野別質保証
- ク) 我が国の学術の発展・研究力強化
- ケ) ヒトゲノム編集技術のガバナンスと基礎研究・臨床応用

今般ご意見を求めている「選考方針」（原案）は、寄せられたご意見を踏まえて選考委員会において更に検討を重ね、本年4月の総会に「選考方針」（案）として提案する予定であり、総会での議論を経て「選考方針」として決定した後は、これに基づいてその後の会員候補者の選考を進めることとなります。

会員候補者の選考の際に考慮・留意すべき課題等を選考方針においていかに反映させるか、「選考方針」（原案）中「●●●」等としている部分に掲げることが適當な候補は何か（あらゆる学術分野をカバーする日本学術会議の強みを活かすことができるテーマを数個程度掲げることを想定しています。）等についても、「選考方針」（原案）のそれ以外の部分とあわせてご意見をお聞かせください。

なお、「選考方針」に掲げられるそれらの課題等は、あくまで次期の会員候補者選考の際の観点の一つであり、次期のその他の活動を制約するものではなく、また、幹

事会、部会、分野別委員会等が次期に引き継ぐ課題等を第 25 期の期末にそれぞれ決定することを妨げるものでもないことにご留意ください。

*1 「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和 3 年 4 月 22 日・日本学術会議総会決定）p.26 参照

*2 個別分野の観点にとどまることなく、中長期的視点と俯瞰的視野と分野横断的な検討が必要な課題について、幹事会、委員会、分科会、小分科会、小委員会、地区会議及び若手アカデミー間の相互の横断的な情報・意見の交換や連携を図るため、幹事会の下に設けられる会議（令和 3 年 6 月 24 日・幹事会決定）。現在、「カーボンニュートラル（ネットゼロ）」、「パンデミックと社会」のほか、「持続可能な発展のための国際基礎科学年 2022（IYBSSD2022）」について設けられている。

*3 社会が抱えるその時々の課題のうち、特に重要な課題について審議するために期限を設けて設置する委員会（日本学術会議会則第 16 条に基づく臨時の委員会）